

○法務省告示第二百七十九号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、及び更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）第三条第三項の規定に基づき、更生保護事業会計基準（平成八年法務省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

令和五年十一月十日

法務大臣 小泉 龍司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（会計処理の基準）</p> <p>第二条 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者（以下「認可事業者」という。）及び第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を営む者（以下「届出事業者」という。）の会計処理は、法令に定めのあるもののほか、この会計基準の定めるところによる。</p>	<p>（会計処理の基準）</p> <p>第二条 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者（以下「認可事業者」という。）及び第四十七条の二の届出をして一時保護事業又は連絡助成事業を営む者（以下「届出事業者」という。）の会計処理は、法令に定めのあるもののほか、この会計基準の定めるところによる。</p>

様式第一号及び様式第二号中「継続保護事業費」を「宿泊型保護事業費」に、「一時保護事業費」を「通所・訪問型保護事業費」に、「連絡助成事業費」を「地域連携・助成事業費」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一中「継続保護事業費」を「宿泊型保護事業費」に、「一時保護事業費」を「通所・訪問型保護事業費」に、「連絡助成事業費」を「地域連携・助成事業費」に、「継続保護事業連絡調整費」を「宿泊型保護事業連絡調整費」に、「一時保護事業連絡調整費」を「通所・訪問型保護事業連絡調整費」に、「連絡助成事業連絡調整費」を「地域連携・助成事業連絡調整費」に、「継続保護事業助成費」を「宿泊型保護事業助成費」に、「一時保護事業助成費」を「通所・訪問型保護事業助成費」に、「連絡助成事業助成費」を「地域連携・助成事業助成費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 令和五年度の収支予算書については、「継続保護事業費」とあるのは「宿泊型保護事業費」と、「一時保護事業費」とあるのは「通所・訪問型保護事業費」と、「連絡助成事業費」とあるのは「地域連携・助成事業費」とそれぞれみなす。
- 3 令和五年度の計算書類の作成については、令和五年十一月三十日以前の継続保護事業費は宿泊型保護事業費と、一時保護事業費は通所・訪問型保護事業費と、連絡助成事業費は地域連携・助成事業費と、継続保護事業連絡調整費は宿泊型保護事業連絡調整費と、一時保護事業連絡調整費は通所・訪問型保護事業連絡調整費と、連絡助成事業連絡調整費は地域連携・助成事業連絡調整費と、継続保護事業助成費は宿泊型保護事業助成費と、一時保護事業助成費は通所・訪問型保護事業助成費と、連絡助成事業助成費は地域連携・助成事業助成費とそれぞれみなす。